

平成25年第7回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	平成25年6月27日（木） 午前10時03分から午前10時57分まで	
開催場所	甲賀市役所 甲南庁舎 2階 第2会議室	
出席委員	委員長 山田 喜一朗 委員長職務代理者 小川 浩美 委員 藤田 正実 委員 今井 智一 教育長 山本 佳洋	
事務局出席者	教育部長 安田 正治 次長（管理担当） 菊田 宗高 次長（指導担当） 今村 日出弥 次長（人権教育担当） 福井 喜伸 管理監（行政改革推進担当）兼社会教育課長 福山 勝久 教育総務課長 西出 八津子 学校教育課長 西村 文一 こども未来課長 島田 俊明 文化スポーツ振興課長 田中 康之 歴史文化財課長 縮谷 隆 教育総務課参事 富田 源一 こども未来課参事 井ノ口 照美 社会教育課参事 奥田 邦彦 文化スポーツ振興課参事 安井 明美 教育総務課総務企画係長 田原 聖史 書記 学校教育課長補佐 岡根 富美代	

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 平成25年第6回教育委員会（定例会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 6月 教育長 教育行政報告
- (2) 平成25年第3回甲賀市議会定例会（6月）の結果について
- (3) 平成25年度「甲賀市青少年活動安全誓いの日」に向けた取り組み状況について

3. 協議事項

- (1) 議案第24号 甲賀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- (2) 議案第25号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第5号 甲賀市図書館協議会委員の任命について)
- (3) 議案第26号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第6号 甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について)
- (4) 議案第27号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第7号 第2期甲賀市教育振興基本計画の策定について)
- (5) 議案第28号 甲賀市休日保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

4. その他、連絡事項など

- (1) 平成25年第8回（7月定例）教育委員会について
- (2) 平成25年第7回教育委員会委員協議会について

◎教育委員会会議

〔開会 午前10時03分〕

管理担当次長 それでは、ただ今から、平成25年第7回甲賀市教育委員会定例会を開催させていただきます。

管理担当次長 はじめに、平成19年7月31日甲賀市教育委員会主催の行事で尊い命を亡くされました美馬沙紀さん、藤田真衣さんのお2人のご冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思います。黙祷。

(一同 黙祷)

管理担当次長 ありがとうございます。お直りください。

続きまして、甲賀市市民憲章の唱和をよろしくお願いいたします。

(一同 市民憲章唱和)

ありがとうございます。ご着席ください。

管理担当次長 それでは、山田委員長からご挨拶をいただきまして、議事の進行をお願いいたします。

委員長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

街はすっかり夏の装いに変わり、雨上がりには周りの新緑が目に染みるころとなりました。皆様方にはご健勝のこととお慶び申し上げます。本日はお忙しいところ、第7回教育委員会定例会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

ある雑誌に「読書」は人生を豊かにするということが書いてありました。今、全国の学校約2万7500校で、「朝の読書」が実施されているとのことです。甲賀市も、その取り組みの中に入ると思います。

ある学校での「朝の読書」は、授業が始まる前の10分間、生徒と教師の全員が自分の読みたい本を自由に読むといった読書運動です。

「みんなでやる。毎日やる。好きな本でいい。ただ読むだけ。」、この4原則が基本となります。

本を読むことにより、心を穏やかにさせてくれたり、集中力がついた、騒がしかったクラスが落ち着いた、などの効果があります。教師にとっては、一緒に読むことで生徒の様子に気を配り、コミュニケーションをとることもでき、また、生徒との信頼関係が深まるのではないのでしょうか。朝10分の読書が心の拠りどころとなって、心を育み、「生きる力」を養うことにつながる可能性もあります。子どもたちの

中には、心のうっ積が多いために、不登校やいじめに発展することもあります。うっ積は、本を読むことで自然と心が穏やかになり、乗り越えていくことができるかもしれません。人間形成にも、読書の果たす役割は大きいのではないのでしょうか。

学校は、自分の能力の可能性に挑戦していく場であり、人と人との関係を築く社会での「生きる力」を育んでいく場でもあると思います。そして何事も自分で判断できる大人になってほしいものです。今、甲賀市では、「朝の読書」の内容や状況、成果等の分析はどうなっているのでしょうか。

6月は森林の樹木も水を吸い上げ、どんどん成長する時期です。子供の成長と同じように、間伐や枝打ち、下草刈りなどの手を入れなければ一人前の高級品にはなりません。手を入れるほどその付加価値は上がり、より人目を引く建築用木材となります。しかし、木材の場合は、20年や30年では人間のように成人には達しません。人間でいうと、還暦か喜寿で初めて誰からも認められる一人前の建築用木材となり、非常に長い年月がかかります。

小学生も、4月、5月に田植えをしたり、花の種をまいたり、学年に応じた様々な実習をしたと思います。開花や収穫の2学期が楽しみですが、同じ時に植えたり、まいたものであっても、早く芽を出すものもあれば遅いものもあります。子どもたちの成長の仕方も、一人ひとり違いがあります。植物の生長に水や太陽、支えや肥料が必要のように、子どもたちの育ちにも支えや励まし、助けが必要です。どのタイミングでどんな支援や言葉かけ、手立てをするのが一番いいかを考え、見極め、何よりも心からの愛情を持って教育を行っていたきたいと思います。そして、地域や保護者の方々との緊密な連携を大切に何事も進めていただきたいと思います。

さて、日本では、6月というと梅雨をイメージしますが、他に6月と言えば「ジューンブライド」という言葉が浮かんだので、少し調べました。直訳すると、「6月の結婚」や「6月の花嫁」という意味で、6月に結婚すると幸せになれるというジンクスを意味します。6月、

即ち「J u n e（ジューン）」という月名がローマ神話の結婚を司る女神である「J u n o（ジュノー）」からきているため、婚姻と女性の権利を守護するこの女神の月に結婚すれば、きっと花嫁は幸せになるだろうということが一説です。

また、その昔、ヨーロッパでは3月から5月にかけての3か月は、農作業の妨げになるため結婚が禁止されていました。6月に結婚すると、周りの人たちからの祝福が最も多い月だったという説もあります。日本で使われるようになったのは、1945年の第二次世界大戦後からで、ヨーロッパから伝承されたと言われています。

委員長 それでは、資料に基づきまして、会議に入らせていただきます。

はじめに1．会議録の承認（1）平成25年第6回教育委員会（定例会）の会議録の承認について、資料1でございます。会議録については、事前に委員の皆様方のお手元に配付させていただいております。

何かご意見、ご問等がありましたらお願いします。

（全委員 質問等なし）

委員長 それでは、特にご意見、ご質問等ございませんので、ただ今（1）平成25年第6回教育委員会（定例会）会議録の承認については、原案のとおり、可決することとします。

委員長 それでは、2．報告事項といたしまして、（1）6月教育長教育行政報告について、資料2に基づき、説明をお願いします。

教育部長 それでは、（1）6月教育長教育行政報告について、資料2に基づきまして、5月27日開催の定例教育委員会以降、本日までの教育長の動静を中心に主な事項について行政報告をさせていただきます。

（以下、資料2により報告）

委員長 ただ今の（1）6月教育長教育行政報告について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 13日に公益財団法人あいの土山文化体育振興会理事会がございましたが、公益財団法人について説明をお願いします。

教育部長 公益財団法人あいの土山体育文化振興会の理事会が13日に開催されております。これは、今まで財団法人あいの土山文化体育振興会で、

これも公益法人でございましたが、法人制度の改正によりまして、一般法人か公益財団法人を選択するということで、新たにこの4月から土山の財団法人でありました、あいの土山文化体育振興会が公益財団法人という名称で新たに設立をしたところでございます。今日まであいの土山文化体育振興会、甲賀創健文化振興事業団の2つの財団法人でございましたが、この2財団につきましては、それぞれ公益、一般のどちらかの選択をもって4月から新たな組織が発足し、新たなスタートを切ったという内容でございます。

教育長につきましては、あいの土山文化体育振興会の役員でもあり、今回理事長として新たに就任いただきましたので、出席をいただいております。なお、甲賀の財団につきましては、現在昨年 of 財団法人と同様に公益に新たなスタートをいただきましたが、前の理事長と同じ方で新たな財団をスタートされたと聞き及んでおりますことを、ご報告方々経過につきまして説明させていただきました。

委員長 要するに予算の中の50%以上を公益に使わないといけないということですか。

教育部長 今回の財団法人あいの土山文化振興会と甲賀の財団につきましては出資は市100%の財団でございまして、50%以上というものについては、議会の出資財団の報告案件については、出資率が50%以上の財団なり法人の関係で、議会に報告義務があるというのが50%以上の出資率でございますので、出資は市として定まりがあって出資するものではなく、50%と申されている出資率については議会への報告義務のある法人の率でございます。土山と甲賀につきましては、旧町から行政が出資を100%している財団でございます。それ以外の出資はございません。

委員長 その他、ご意見、ご質問等ございませんか。

委員長 それでは特にご意見、ご質問がないようですので、報告事項として終わらせていただきます。

委員長 次に、（2）平成25年第3回甲賀市議会定例会（6月）の結果について、資料3に基づき、説明をお願いします。

教育部長 それでは、引き続きまして（２）平成２５年第３回甲賀市議会定例会（６月）の結果について、資料３に基づき、ご説明させていただきます。

（以下、資料３により報告）

委員長 ただ今、部長から説明いただきました。議会が終わり、喫緊に取り掛からなければならない問題や課題等もあることと思います。

また、長期的な展望で計画施策を実施していかなければならない問題もございました。いろんなご意見をいただきまして、今後点検、改革また新しい情報等でその分野においての実施を心がけていきたいと思ひます。

特に今後について、緊急の課題とすべきものはありますか。

教育長 今仰っていただきました社会体育施設等、長期的な計画が必要でありますので再編についても同じことですが、その点については肅々と前に進めていくということが大切でございますが、質問をいただいて応えに急を要するものはなかったと認識をしております。

委員長 その他、ご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

委員長 特に、ご意見ご質問等ないので、（２）平成２５年第３回甲賀市議会定例会（６月）の結果については、報告事項として終わらせていただきます。

委員長 次に、（３）平成２５年度「甲賀市青少年活動安全誓いの日」に向けた取り組み状況について、資料４に基づき説明をお願いします。

管理監（兼社会教育課長） それでは、（３）平成２５年度「甲賀市青少年活動安全誓いの日」に向けた取り組み状況について、資料４に基づき、ご説明させていただきます。

委員長 ただ今、ご報告をいただきました平成２５年度「甲賀市青少年活動安全誓いの日」に向けた取り組み状況について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

委員長 ７月３１日、午後７時からあいこうか市民ホールで開催されますの

で、ご都合をつけて出席いただきますようお願いいたします。

気候も暑くなり、野外で子どもたちが運動する機会も非常に増えてくると思います。また、山や海での自然体験或いは地区においての社会勉強を兼ねた事業も休みに入ったら増えてくると思います。くれぐれも事故のないように徹底した安全管理を行っていただきたいと思います。それでは、（３）平成２５年度「甲賀市青少年活動安全誓いの日」に向けた取り組み状況については、報告事項として終わらせていただきます。

委員長 続きまして、３．協議事項に入らせていただきます。

（１）議案第２４号甲賀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、資料５に基づき担当より説明をお願いします。

教育総務課長 （１）議案第２４号甲賀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、その提案理由を申し上げます。

（以下、資料５により説明）

委員長 ただ今、説明いただきました（１）議案第２４号甲賀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 運営委員会の協議内容と、最近の食物アレルギーに関する部分で委員の中に学校の養護教諭の先生を含めていただく必要性について、お尋ねします。

教育総務課長 運営委員会の議案といたしましては、学校給食の内容の調査研究に関すること、給食施設の運営に関すること、給食費の負担徴収に関すること、その他給食一般に関することについて調査審議していただいております。アレルギーの件については、前回の議会のなかでも指摘等いただいておりますが、多種多様なアレルギーをお持ちのお子さまの対応につきまして、給食センターの方でも、例えば小麦粉を使わない米粉を利用した給食等について調査研究を進めていただいております。

別紙名簿の委員の他には、給食センター所長と栄養士が入っていますが、今、ご指摘のありました養護教諭の先生については、今までメ

ンバーになかったのですが、今年から16番の江島委員が養護教諭をされたOBの方ですので、ご意見をいただけるのではないかと考えております。現在の養護教諭の先生を委員に選んでいくよう今後検討していきたいと思います。

また、古西先生もアレルギーの件に関しては、研究等されておられますので、できればお話いただくような機会をもつのもいいかと検討しております。

委員長 他に何かご質問ございませんか。

(全委員 質問等なし)

特にご意見、ご質問もございませんので、ただ今の(1)議案第24号甲賀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり、可決することとします。

委員長 続きまして、(2)議案第25号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第5号甲賀市図書館協議会委員の任命について)、資料6に基づき担当より説明をお願いします。

管理監(兼社会教育課長) それでは、(2)議案第25号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第5号甲賀市図書館協議会委員の任命について)、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料6により説明)

委員長 ただ今、説明いただきました(2)議案第25号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第5号甲賀市図書館協議会委員の任命について)、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員長 こちらの協議会については、どのような協議をされるのですか。

管理監(兼社会教育課長) これにつきましては、図書館法第14条で、公立図書館に図書館協議会を置くことができるとされておりました、主に図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関という形で位置づけられております。したがって、昨年度につきましては、図書館サービスの向上のための提言ということで、いろんなご意見をいただきながら報告書を作成いただいております。

委員長 何かご質問ございませんか。

(全委員 質問等なし)

特にご意見、ご質問もございませんので、ただ今の(2)議案第25号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第5号甲賀市図書館協議会委員の任命について)は、原案のとおり可決することとします。

委員長 続きまして、(3)議案第26号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第6号甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について)、資料7に基づき、担当より説明をお願いします。

人権教育担当次長 それでは、(3)議案第26号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第6号甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について)、資料7に基づき、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料7により説明)

委員長 ただ今、説明いただきました(3)議案第26号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第6号甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について)、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員長 これは、欠員になったことによるものですか。

人権教育担当次長 前回の議案提出に間に合わなかった5名の方々です。

委員長 他にご意見、ご質問ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 特にご意見、ご質問もございませんので、ただ今の(3)議案第26号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第6号甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について)は原案のとおり、可決することとします。

委員長 それでは、(4)議案第27号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第7号第2期甲賀市教育振興基本計画の策定について)資料8に基づき説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、(4)議案第27号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第7号第2期甲賀市教育振興基本計画の策定について)、資料8に基づき、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料 8 により説明)

委員長 それでは、(4) 議案第 27 号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第 7 号第 2 期甲賀市教育振興基本計画の策定について)、計画的なスケジュール表と基本計画の体系図をつけていただいておりますが、本格的には来年の 2 月に決定して 5 年間進めていくということでございます。何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 細かいところなんですけれども、別紙 1 ページでございますが、2. 策定の基本的考え方の(1)で、「今後 10 年間でめざす「甲賀市の教育」の姿」とされておりますが、関連する部分がスケジュールのところでは、「甲賀市の教育の姿」とされておりますが、どちらでしょうか。

教育総務課長 申し訳ありません。今後 10 年間でめざす「甲賀市の教育」の姿、に訂正をお願いしたいと思います。

委員長 他にご意見、ご質問ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 特にご意見、ご質問もございませんので、ただ今の議案第 27 号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第 7 号第 2 期甲賀市教育振興基本計画の策定について)は、原案のとおり、可決することとします。

委員長 それでは、(5) 議案第 28 号甲賀市休日保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料 9 に基づき、説明をお願いします。

こども未来課長 それでは、(5) 議案第 28 号甲賀市休日保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料 9 に基づき、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料 9 により説明)

委員長 ただ今の、(5) 議案第 28 号甲賀市休日保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 それでは、特にご意見、ご質問ございませんので、ただ今の(5)

議案第28号 甲賀市休日保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定については、原案のとおり、可決することとします。

委員長

それでは、その他連絡事項といたしまして、（１）平成25年第8回（7月定例会）教育委員会については、7月25日（木）の午前10時から開催させていただきます。（２）平成25年第7回教育委員会委員協議会については、7月16日（火）の午後1時30分から開催させていただきます。

委員長

それでは、最後に教育長からご挨拶をいただきたいと思います。

教育長

例年より早い梅雨入り宣言があり、今年は、長い梅雨になるな。と思っておりましたが、しばらく空梅雨が続いておりました。しかしながらここに来て、本格的な雨の到来となりました。市内にはいろんな雨に対する弱さを持っている地域もございます。しかしながらこの雨がやはり自然界の植物を育てる大切な雨であり、この雨を吸い上げながら草花や木々が日々成長していく。そういう意味では貴重な雨でございます。

今年度も始まりまして早や3箇月が経過しようとしています。今も申し上げたように自然界がそうでありますように、この第一四半期におきましては、やはり秋の実りに向けてしっかりと力を蓄え、その方向に心を整える時期であろうかと思っております。そういう意味で、いっぱい「汗」をかいておかないといけない、ということでございます。

いつも申し上げますが、この時期の「汗」が足りないと秋から冬にかけて、そして3月にかけて「冷や汗」になり、「あぶら汗」になって大変な思いをしなければならないということでございます。そういう意味で、今後とも秋の実りに向けて、しっかりと「汗」をかいていきたいと思っているところでございます。

学校現場に対しましては、人事訪問を終わらせていただきました。この学校はこういう状況であろうと想定をしながら出掛ける訳ですが、その想定以上に、29校懸命に取り組んでいる姿が、教室或いは廊下にたくさん観てとることができました。大変有難いことだと

思っております。超勤縮減の問題も県から再三言われております。

甲賀の先生方は大変頑張っているということですが、昨日校務運営等協議会があり、そのなかで指示をさせていただいたのは、懸命に努力をさせていただいているその先生方の努力が、具体的な成果となって子どもたちに観えるように、つまり先生方の努力が、「正しい努力」であるのかどうか。という観点で、もう一度見直しながら指導を願いたいと申し上げたところでございます。

教師はプロであります。プロは結果が全てでございます。いくら努力をしても結果がついてこない、これは正しい努力でないということでございます。もう一度、見直していくよう指示をいたしました。

一方、事務局におきましては、議案第27号でご説明申し上げましたように、向こう5年間のしっかりとした歩みの方向性を定める基本計画の策定という仕事が非常に大きな意味をもっているものでございます。事務局挙げて、5年間誤りのない方向を打ち出していきたいと考えているところでございます。委員各位におかれましても、お考えがございましたら、大いにご意見を頂戴しながら、今後ともよりよい計画になりますよう取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、大変ご多用のなかお集まりいただき、貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。

どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

委員長

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして平成25年第7回甲賀市教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。

〔閉会 午前10時57分〕